

妊婦健康診査等の費用を助成します 里帰り出産等・助産所の受診を対象

清瀬市が発行している妊婦健康診査等受診票が利用できない助産所や、里帰り出産等に伴う都外医療機関で受診した妊婦健康診査等の費用を助成します。

対象者 都外医療機関や助産所において自費で妊婦健康診査等を受診した方。

ただし、すでに指定医療機関にて受診票をすべて使われている方は該当しません。

申請期間 出産の日から1年以内

申請窓口 子育て支援課母子保健係 窓口（健康センター1階）

申請に必要な物 1 申請書（用紙は受付窓口にあります。申請時にお渡しいたします。）

2 請求書（用紙は受付窓口にあります。申請時にお渡しいたします。）

※母親（出産者）の振込み先の口座名・番号等の記入が必要になります。

※父親の口座に振り込みを希望する場合は、「振込依頼書」をご記入いただきます。「振込依頼書」はホームページからダウンロードができます。

3 未使用の妊婦健康診査受診票及び妊婦超音波検査受診票・妊婦子宮頸がん検診受診票・新生児聴覚検査受診票

※受診票を紛失をされた場合は、助成対象外となりますので、ご注意ください。

4 受診した都外医療機関または助産所が発行した領収書及び明細書（コピー）
※母子健康手帳に明記されている、対象の妊婦健診及び新生児聴覚の領収書及び明細書（自己負担額のもの）のコピーをお願いします。

※ご不明な場合は、全ての領収書と明細書をお持ちください。

5 母子健康手帳

※妊婦健康診査などの受診記録が記入されている部分をコピーさせていただきます。

6 印鑑

健診内容 下記健診項目の一部費用を助成します。

○妊婦健康診査 1回目～14回目（助産所は2回目～14回目）

○妊婦超音波検査 1回を限度。（助産所は対象外です。）

○妊婦子宮頸がん検診 1回を限度。（助産所は対象外です。）

○新生児聴覚検査 1回を限度。（助産所は対象外です。）

*初回の妊婦健康診査は1回目（青色）の妊婦健康診査受診票を使って必ず医療機関で受けましょう。



【問合せ先】

清瀬市福祉・子ども部子育て支援課母子保健係
清瀬市中里5-842 健康センター1階
TEL 042-497-2077（直通）